



ダメ！空き家の放置

被後見人が所有する**空き家・留守宅**の

定 期 訪 問
始 め て い ま す か ？

**被後見人が所有する不動産は
成年後見人が適切に管理を行いましょう**

平成27年に施行された法律「空き家等対策の推進に関する特別措置法」には
所有者または管理者に空き家を適切に管理する責務があると定められています
最低でも毎月一度は空き家を訪問して、必要な作業を行うようにしてください

後見人ご自身(またはお身内)で管理を行う



空き家の管理って
なにやればいいのか？

成年後見人
となった息子さん

空き家ガーディアンズはホームページ上で
空き家・留守宅を適切に管理するために
必要な作業についての解説を行っています

身内が行なう**空き家・留守宅の維持管理 20のポイント**

www.akiya-g.jp/self

専門業者に管理を委託する



**空き家管理の
プロです！**

空き家ガーディアンズは
福岡県(全域)・山口県(西部)に所在する
空き家・留守宅の維持管理を
行っている専門業者です

www.akiya-g.jp

サービス内容や料金については裏面をご覧ください